

【通所リハビリテーション事業所の算定区分（規模）の確認について】

- ・通所リハビリテーション事業者は、毎年3月に事業所規模算定区分の確認を行う必要があります。

〔対象となる事業所〕

令和5年4月1日以降も引き続き事業を実施する事業所

〔確認方法等〕

通所リハビリテーション算定区分確認表により事業所規模を確認し、現在、届け出ている事業所規模と変わる場合は、**令和5年3月15日(水)(必着)**までに変更届を提出してください（郵送）。

なお、変更のない場合は届出不要です。

〔必要提出書類〕（①～⑤）

- ①事業所規模に係る変更届連絡票
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（参考様式）

・通所リハビリテーション

④通所リハビリテーション算定区分確認表

※通所リハビリテーションの指定（又は再開）時期に応じて計算方法が

（ア）、（イ）の2パターンあります。いずれかの該当する算出方法を用いて計算してください。

（ア）令和5年4月1日現在、**事業実績が6か月以上ある**事業所用

（令和4年10月1日以前に指定を受けた（又は事業を再開した）場合）

（イ）令和5年4月1日現在、**事業実績が6か月に満たない**事業所用

（令和4年10月2日以降に指定を受けた（又は事業を再開した）場合）

⑤返信用定型封筒（84円切手貼付）

※受け付けた変更届については收受印を押印した変更届受付票をお送りします。

返送先を記入のうえ、84円切手を貼付してください。

〔提出先〕

〒562-0014

箕面市萱野5-8-1 箕面市立総合保健福祉センター

広域福祉課

規模の変更届(郵送担当)あて

〔注意〕

1. 他の変更がある場合は、別途、事前連絡のうえ届け出てください。
2. 介護老人保健施設の許可によるみなし通所リハビリテーション事業者については、手続き方法・様式等が異なります。詳しくは、大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課施設指導グループ（06-6944-7106）へお問い合わせください。